

『文化スポーツ大会等出場奨励金』について

(改定版)

「文化スポーツ大会等出場奨励金」(以下「奨励金」という。)は、芸術文化の発表会、コンクール等又はスポーツ競技大会へ、**県代表又は九州代表**として(九州大会以上の大会等)出場する場合に、奨励金として交付するものです。

1. この奨励金は、「日向市文化スポーツ振興基金事業推進委員会要綱」第2条第1項(2)に基づく事業で、平成19年6月27日日向市教育委員会告示第8号で施行されました。

奨励金の条件及び申請の制限

- 日向市内に住所を有すること。
- 出場する大会等は、国、地方公共団体又は日本体育協会加盟競技団体が主催・共催・後援・協賛をするアマチュア大会で、非営利的なものに限ります。
- 奨励金の申請は、個人または団体につき、年1回限り。ただし、既に奨励金の交付を受けた個人または団体が同一年度中に交付された奨励金の額より高額となる奨励金の交付対象となる開催地の大会等へ出場する場合は、当該差額分に限り、再度奨励金の申請ができます。
- 団体の場合の交付対象者は、団体のメンバーとして大会等に登録された者です。

申請の手続き

- 文化スポーツ大会等出場奨励金交付申請書(様式第1号)に次の書類を添えて、大会等の開催日の前日までに「日向市文化スポーツ振興基金事業推進委員会」の事務局である日向市スポーツ・文化振興課へ提出してください。
 - (1) 宮崎県代表または九州地区代表として大会等に出場することを証明する書類
 - (2) 文化スポーツ大会等出場事業計画書(様式第2号)
 - (3) 大会等の内容がわかる開催要項等
 - (4) 大会等への出場予定者名簿(交付対象者の住所を記入してください。)
 - (5) その他必要となる書類がある場合があります。

※ 奨励金は、大会等の開催日の前日までに交付申請できますことから、大会等終了後の支給となる場合もありますので、可能の限り早めの交付申請をされますようお願いいたします。

実績報告

○ 奨励金の交付決定を受けた個人または団体は、大会等終了後に速やかに大会等の結果を、文化スポーツ大会等出場実績報告書（様式第4号）に次の書類を添えて報告してください。

- (1) 大会等のパンフレット等、出場者実績名簿
- (2) 大会等の成績・活動がわかる書類
- (3) 交付対象者が大会等に出場したことが確認できる写真
- (4) その他必要となる書類がある場合があります。

奨励金の額

項	大会等の開催地	奨励金の額	
		個人で出場する場合 (1人当たり)	団体で出場する場合 (1団体当たり)
1	宮崎県内	3千円	団体の場合の交付対象者の数に3千円を乗じて得た額。ただし、当該額が5万円を超えるときは5万円とする。
2	九州地区（沖縄県を除く。）	5千円	団体の場合の交付対象者の数に5千円を乗じて得た額。ただし、当該額が10万円を超えるときは10万円とする。
3	四国地区、中国地区又は近畿地区	7千円	団体の場合の交付対象者の数に7千円を乗じて得た額。ただし、当該額が20万円を超えるときは20万円とする。
4	前3項に掲げる地区以外の地区	1万円	団体の場合の交付対象者の数に1万円を乗じて得た額。ただし、当該額が30万円を超えるときは30万円とする。

日向市文化スポーツ振興基金事業推進委員会事務局
日向市スポーツ・文化振興課（日向市役所4階4番窓口）
Tel52-2111(内線2433) 直通Tel66-1038
電子メール：spobun@hyugacity.jp